

2015年 事業承継相続対策支援チーム
11/10 (火) 「**第2回民事信託検討会**」開催のご案内

- 全国統一研修会(平成27年7月17日)で行われた民事信託研修を起点として、改めてJPBMでは信託の実務支援活動を強化しております。
- 10月29日・30日には、“提案を自分の言葉で実践する“を出口に、会員石垣雄一郎税理士による集中講座が開催されます。
- また、多士業専門家や提携企業等の知恵を集結して実務スキーム検討を進める「民事信託検討会」を開催しております。今回は課題論点を整理しながら、参画企業様とともにさらに踏み込んだ議論を実施します。特に税理士の方々の実務活用に向けたご参画をお待ちします。※JPBM会員は参加無料(要チーム登録)です。新たな事務所の業務化に向けて是非ご参画ください。



* 実務スキームの検討とフレーム作り

【当日予定される検討内容】

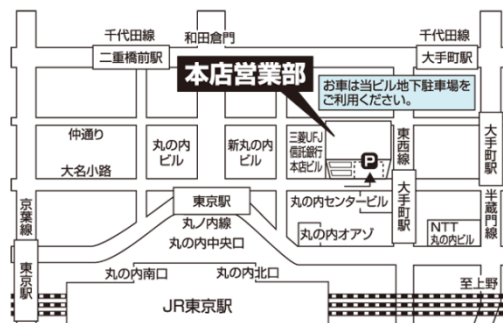
- 前回出された課題の論点整理と検討
- 事例に向けた信託の業務化に向けた取り組み計画および意見交換(会員および参画企業)
- 今後の活動概要とスケジュール

《第1回民事信託検討会の検討内容から(一部)》

- * 民事信託の活用パターンとしてわかり易いのは、不動産をお持ちの高齢者、現在元気だが今後の痴呆症等の懸念から名義を息子等親族に譲る形が基本形となる
- * 成年後見制度は、被後見人の人権と財産の保全が目的で、財産が凍結されてしまう。相続対策等が打てなくなる恐れがある。また一旦後見人をつけると取り消しづらい。制度の壁を認識しておく必要がある
- * 法律の問題として「受益権をどうコントロールするか」「受託者をどう活かすか」、また契約書にできる限り盛り込むか、逆に抽象化して専門家等で組成する「委員会」等が関与してカバーするか方針を決める必要がある
- * 骨組みのスキームに沿って契約ができればあとはすべて応用編、公正証書を作って対応すべき
- * 委託者が名義移転に関して拒否反応を示す、説得および納得させる方法論、言葉を持つ必要がある
- * 相続との関係で利害関係者との関係を配慮すべき。遺言は原則非公開、信託による将来設計との関連をどうするか
- * 非上場株の信託に関しては委託者の永続的な維持希望と、受託者(息子等)の経営方針が意図に反する場合、指図権の取扱い等をどう考えるか

【開催概要／お申込書】

- 開催日時: **11/10** (火) 15:00~17:00
- 会場: **三井住友信託銀行本店会議室**
(※3階受付横に集合願います)
- 参加費: **JPBM会員 無料**
※会員は原則事業承継相続チームへご登録ください。
- お問合せ: **JPBM** (株)JPBM 若松、山形
TEL:03-5295-4620
FAX:03-3526-3051



■住所: 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

平成 年 月 日

貴事務所名		電話
お名前	* 事業承継相続対策支援チーム登録用紙が欲しい ()	FAX
		E-mail